

(別紙)

## 地域公共交通まちづくりシンポジウム企画運営業務仕様書

- 1 業務の名称  
地域公共交通まちづくりシンポジウム企画運営業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務の目的  
「地域公共交通まちづくりシンポジウム」（以下「シンポジウム」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として、シンポジウム開催に関する運営、各種調整、広報、進行台本及び舞台進行並びに必要な機材の調達、設営及び撤収を行う。  
なお、シンポジウムの開催概要は別添のとおりとする。
- 3 業務期間  
契約締結日から令和7年1月31日まで
- 4 業務内容
  - (1) 進行台本及び会場装飾の調製  
シンポジウムの進行台本及び会場装飾の調製を行う。  
会場装飾にあたっては、会場の利用規約等を遵守し、会場担当者と調整を行う。
  - (2) 出演者との調整  
発注者と調整し、出演者と必要な調整を行う。
  - (3) 機材の調達、設営、操作及び撤収  
シンポジウムの実施に必要なオンライン配信機材、通信機材、動画配信機材及び動画撮影機材を会場に設営するとともに、シンポジウム開催中に必要となる操作を行い、終了後に撤収する。
    - ア 機材の設営は、発注者と段取りを調整の上、機材の搬入も含めてシンポジウム当日の午前中に行い、開場60分前までに完了すること。  
なお、会場の利用規約等を遵守し、周辺の安全を確保して作業を行うこと。
    - イ 機材の撤収は、発注者と段取りを調整の上、シンポジウム終了後、当日中に行うこと。
    - ウ 機材の設営及び撤収に当たっては、会場の利用規約等を遵守し、周辺の安全を確保して作業を行うこと。また、配置の内容については、円滑かつ効果的なシンポジウム実施の観点から、発注者及び受注者の協議により行う。
  - (4) 動画配信  
シンポジウム開始前に公共交通利用促進動画を会場で配信する。
  - (5) 動画撮影・編集  
シンポジウムの様子を撮影し、後日アーカイブ配信できるよう編集を行う。  
カメラ3台、スイッチャー2台を用意する。
  - (6) Slidoを活用した質疑応答  
参加者からの質疑を受け付けるシステムSlidoを用いて、質疑応答の調整を行う。
  - (7) 要約筆記、手話通訳の調整  
シンポジウム会場において、要約筆記及び手話通訳者を調整する。
  - (8) モニター調達・会場設営  
55インチから60インチのモニターを9台、DVD再生デッキを9台準備し、発注者が指定する箇所に搬入、設営、撤去を行う。
  - (9) 会場設営・当日運営  
会場担当者と調整し、当日の会場設営・全体の運営を行う。  
全体調整、カメラマン、アシスタント等のほか、受付スタッフを2名確保する。
  - (10) 舞台進行  
進行台本に沿って、シンポジウムの舞台進行を行う司会者1名を調整する。
  - (11) 講師への謝金等  
講師2名、コーディネーター1名の謝金及び旅費を委託料の中から負担するものとする。  
謝金・旅費については、3名で70万円（税込）を予定する。
  - (12) 会場使用料  
委託料の中から負担するものとする。  
会場使用料は、125万円（税込）を予定する。
  - (13) シンポジウムポスター印刷  
規格はA3判片面を標準とする。  
成果品として、発注者ヘデータとともに紙媒体で50部提出する。

- (14) シンポジウムチラシ印刷  
規格は A4 判両面を標準とする。  
発注者から提供するデータを紙媒体で印刷の上 1,000 部提出する。
- (15) 応募フォーム制作・参加者とりまとめ  
応募フォームを制作し、参加者のとりまとめを行う。  
会場定員 200 名に達した場合、応募フォームによる締切対応を行う。  
オンライン聴講を希望される方には、配信 URL を送付する。  
申込状況は、発注者の依頼により、適宜発注者へ共有する。
- (16) アンケートフォーム制作・回答とりまとめ  
アンケートフォームを作成し、回答のとりまとめを行い発注者に提出する。
- (17) 交通事業者 PR ブース出展社との調整  
交通事業者 5 社とのブース出展に係る調整を行う。
- (18) その他  
受注者は、本業務が円滑で効果的かつ適正に実施されるよう、発注者の視点に立ってシンポジウムの運営に携わるものとし、運営上の課題等を覚知した場合には速やかに発注者へ報告し、対応を協議すること。

## 5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 6 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

## 7 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに 6 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が (1) から (3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1) から (4) までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

## 8 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 9 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

## 10 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

### 1 1 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

### 1 2 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

### 1 3 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 1 4 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

### 1 5 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から20日以内に完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

### 1 6 委託料の支払

- (1) 受注者は、15(3)の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

### 1 7 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

### 1 8 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

### 1 9 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

## 20 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
  - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - ウ 19(1)の履行の追完がなされないとき。
  - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
  - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
    - (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
    - (イ) 暴力団員を雇用すること。
    - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
    - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
    - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
    - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
    - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(オ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の2週間前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

## 21 賠償の予定

受注者が20の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 22 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、6の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

2.3 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.4 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.5 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 別添

### 1 開催趣旨

- ・地方では、人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通の利用者の減少が加速し、地域の活力低下が課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって急速に輸送需要が減少し、コロナ後も公共交通にとって危機的な状況が続いている。
- ・公共交通の利用者減少は、交通の観点だけで考えても解決せず、地域のまちづくりと一体的に検討を進めることが必要となっている。
- ・そこで、猫の「たま駅長」でシンボル化された和歌山電鐵や中国バス等の再生と交通関連の法制化を通して地域公共交通の活性化に取組み、「歩いて楽しいまちづくり」を目指して「エコ公共交通大国構想」を提唱されている小嶋光信氏と、ドーンデザイン研究所を設立し、車両からロゴ、駅舎、まちづくりまで関連するもの全てをデザインし、地域鉄道の活性化に尽力されている水戸岡鋭治氏を講師にお招きし、交通と地域のまちづくりを一体的に検討する動きを県内市町村に展開していくことを目的に、鉄道をはじめとした地域公共交通とまちづくりをテーマにシンポジウムを開催する。

### 2 開催概要

#### (1) シンポジウム名称

「地域公共交通まちづくりシンポジウム」

#### (2) 日程

令和6年12月15日(日) 13:30~15:30

#### (3) 場所

ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間(東中)(鳥取県鳥取市今町2丁目153)

#### (4) 参集者

交通とまちづくりに携わる方、交通事業者、一般参加者

#### (5) 主催

鳥取県

### 3 プログラム

#### (1) 主催者あいさつ

#### (2) 来賓あいさつ

#### (3) 講師①(30分)

小嶋 光信 氏 ((一財)地域公共交通総合研究所代表理事、両備グループ代表兼 CEO)

#### (4) 講師②(30分)

水戸岡 鋭治 氏 (ドーンデザイン研究所代表)

#### (5) トークセッション

テーマ:(仮)地域公共交通とまちづくりについて

パネリスト:小嶋 光信 氏 ((一財)地域公共交通総合研究所代表理事、両備グループ代表兼 CEO)

水戸岡 鋭治 氏 (ドーンデザイン研究所代表)

平井 伸治 (鳥取県知事)

コーディネーター:桑野 将司 氏 (鳥取大学大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 教授)

#### (6) 閉会

### 4 その他

- ・シンポジウム同会場にて、水戸岡鋭治先生の作品展示会を実施予定
- ・交通事業者 PR ブースを設置し、物販等実施予定

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記

録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。  
(定期的報告)

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者又は受注者の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受注者が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。